

京都市消防局訓令乙第1号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

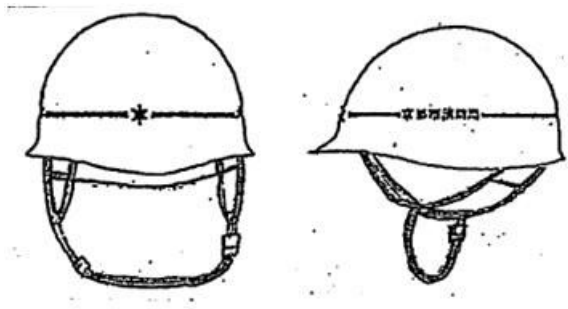
京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成23年9月27日

京都市消防局長 長 谷 川 純

別表第2保安帽の部制式の項中「かぶと型とし、」の右に「内部に頭部の衝撃を防ぐ装置を付ける。」を加え、同表第1図1を次のように改める。

1 制式



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による保安帽は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)